

○ 消防団員等公務災害補償等共済基金の審査手続等に関する規程

〔 昭和 33 年 3 月 22 日
総理府経消第 2 号 〕

改正 昭和 39 年 7 月 31 日 自治甲消教発第 212 号
題名・・・改正 [昭和 39 年 7 月 自治甲消教発第 212 号]
改正 平成 9 年 4 月 1 日 消防基金規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防団員等公務災害補償等共済基金定款（以下「定款」という。）
第 21 条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）
に対する審査の請求及び基金の審査並びに消防団員等公務災害補償等共済基金審査
委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとす
る。

(審査の請求)

第 2 条 定款第 19 条第 1 項の規定により、市町村又は水害予防組合が基金に対して審
査を請求するときは、次に掲げる事項を記載した審査請求書に証拠書類を添えて、こ
れを理事長に提出してするものとする。

- 一 損害補償費又は消防団員退職報償金の支給に要する経費の支払に関する決定の
通知を受けた年月日
- 二 審査請求の趣旨とその理由
- 三 審査請求に係る金額
- 四 審査請求の年月日
- 五 審査請求者の名称及び住所

2 前項の規定による審査請求書の提出は、市町村又は水害予防組合が当該請求に係る
損害補償費又は当該請求に係る消防団員退職報償金の支給に要する経費の支払に関
する決定の通知を受けた日から 60 日以内にしなければならない。

(審査委員会)

第 3 条 前条の規定による審査請求書を受理したときは、理事長は遅滞なく審査委員会
に諮問するものとする。

第 4 条 審査委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決するこ
とができない。

- 2 審査委員会に出席した委員はその互選により委員長を定める。
- 3 委員長は、審査委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の
決するところによる。
- 5 審査委員会は、必要があると認めるときは、基金の職員を出席させ、説明を求める
ことができる。

(議事録)

第5条 審査委員会は次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題
- 四 議事の概要

(答申書の作成)

第6条 審査委員会の議事が終了したときは、委員長は、すみやかに、議事の結果について答申書を作成し、出審委員が署名なつ印の上、理事長に提出しなければならない。

(裁定及び裁定の通知)

第7条 理事長は、前条の規定による答申書を受理したときは、すみやかに、審査請求を裁定し、当該審査を請求した市町村又は水害予防組合に対し、次に掲げる事項を記載した裁定通知書を送付するものとする。

- 一 裁定の主文
- 二 裁定の理由
- 三 裁定の年月日

(審査委員会の庶務)

第8条 審査委員会の庶務については、理事長の命を受けて基金の職員が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年4月1日から実施する。ただし、第2条の規定は定款の一部の変更があった日（昭和32年8月10日）から適用する。
- 2 昭和32年8月10日以降この規程の実施前においてすでに決定がなされた損害補償費に対する審査請求書の提出は、第2条第2項の規定にかかわらず、この規程が実施された日後60日以内に理事長に対し提出するものとする。

附 則 [昭和39年7月31日自治甲消教発第212号]

この規程は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則 [平成9年4月1日消防基金規程第2号]

この規程は、平成9年4月1日から施行する。